

平成 19 年 7 月 4 日

第 22 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. クロルフェナピル

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（いちご及びとうがらし等）があり、平成 17 年 10 月 4 日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 7 月 18 日に厚生労働大臣より意見聴取され、第 12 回総合評価第一部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

クロルフェナピル投与による影響は神経及び肝臓等に認められた。

各試験の無毒性量の最小値が、ラットを用いた 1 年間慢性神経毒性試験の 2.6 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.026 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

2. ジノテフラン

(1) 用途

殺虫剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく適用拡大申請（チンゲンサイ、ほうれん草及びあんず等）があり、平成 18 年 9 月 4 日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

第 11 回農薬専門調査会幹事会及び第 69 回動物医薬品専門調査会の審議を踏まえ、平成 19 年 3 月 29 日から 4 月 27 日まで、国民からの意見・情報の募集がなされた。その後、農薬取締法に基づく適用拡大申請（オクラ）が追加であったことから、今回はその件に係り審議するものである。

なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

腫瘍性病変について、ラット雄で、甲状腺 C 細胞腺腫増加が認められたが、腫瘍が増加する際に認められる C 細胞過形成病変の増加が見られなかったこと、C 細胞腺腫と C 細胞癌の合計に有意な増加が見られなかったことから、投与の影響としなかった。またラット雌において、C 細胞過形成が有意に増加したが、用量相関性が見られなかったこと及び C 細胞腺腫の発生数とも関連性が見られなかったことから、毒性所見と取らなかった。

各試験の無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 22mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.22mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。

３．フルオピコリド

（１）用途

殺菌剤

（２）審議の経緯

農薬取締法に基づく新規登録申請（ばれいしょ）があり、平成１７年１２月１３日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。また、食品衛生法に基づくインポートトレランス申請（ぶどう）もされている。

第１２回総合評価第一部会においてＡＤＩが決定した。

（３）評価の概要

発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫の発生頻度が増加したが、本剤に遺伝毒性は認められず、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難いことから、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験で得られた 7.4 mg/kg 体重/日であったが、ラットにおける無毒性量はより長期の 2 年間慢性毒性/発がん性試験における 8.4 mg/kg 体重/日と考えられた。従って、これらのことを考慮すると、無毒性量の最小値はマウスを用いた 18 カ月間発がん性試験の無毒性量 7.9 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.079 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）と設定した。